早めの対策で安心

第2回

わが家で役立つ保険活用術

いつ起こるかわからない異常な自然現象

平成27年9月10日から11日にかけて、関東地方北部や東北地方南部を中心に、観測地点のうち16地点で24時間の降水量が観測史上1位を更新する大雨を記録し、大規模な災害をもたらした「関東東北豪雨」。大雨の影響で河川が氾濫し、茨城県では9492棟(消防庁調べ)の住宅に被害がでました。

雨が短時間に狭い範囲で非常に激しく降ると、河川の氾濫や洪水、道路の冠水が起こり、住宅だけでなく車にも大きな被害を受けることが予想されます。台風やゲリラ豪雨などの自然災害で大切な車に損害が出た場合、どのような保険で補償されるのでしょう。

自然災害による自動車の損害は、車両保険で補償されます。自然災害による損害は以下のようなものが考えられます。

＊ 突風により車が横転して破損した
＊ 突風により車が他物と衝突して破損した
＊ 雹(ひょう)が降ってきて車のボディがボコボコになってしまった
＊ 冠水している所に浸入してしまい水没してエンジンが破損した
＊ 河川の氾濫で車が流されエンジンが破損した
＊ 車が盗難に遭ってしまった

車両保険は事故だけでなく、自然災害で車が壊れたり、盗難に遭ったりした場合などにも補償されます。ただし、車両保険には2種類あり、補償範囲と保険料の違いがあります。自動車を修理するか、買い替えをするか、高額な費用が必要となるため、どうしたらいいか悩む人も多いと思います。万が一に備え、一度見直してみてはいかがでしょうか。

越川 周一
2級ファイナンシャル・プランニング技能士

協力：総合保険代理店サンツクバ(株)